

弁 護 団 声 明

本日、広島地裁（大瀨寿美裁判長、長谷川健太郎裁判官、森谷謙太裁判官）は、原告らが伊方原発の運転差止め等を求めていた裁判において、原告らの請求を棄却した。

原告らの請求を棄却した理由について裁判所は縷々述べるが、いずれの争点においても、原子力規制委員会が定めた規制基準が原発の安全性確保の指針として有効であること、被告四国電力の安全対策が合理的であることを前提にし、伊方原発3号機が原告らの生命・身体・健康等を侵害する具体的な危険性を引き起こすおそれは認められない、として原告の主張を容れなかった。避難計画についても、事故のおそれが立証されていない以上差止め理由にはならないなどの理由で原告らの主張を容れなかった。また伊方原発1, 2号機については、現時点で稼働していないことを理由に過酷事故を引き起こすおそれを認めなかった。

チェルノブイリ原発事故や福島第一原発事故などの過去の原発事故の甚大かつ長期にわたる被害に鑑みれば、そのような悲劇を繰り返さないためにも原発の安全性について裁判所は極めて慎重に検討しなければならないはずである。しかし、本判決の記載からは、広島地裁が原発の安全性を慎重に検討した様子は見受けられず、規制委員会の審査通り、被告四国電力の主張通りに無批判に原発の安全性を認めて、原発事故のおそれを否定している。

このような広島地裁の判断は、新たな原発の安全神話の創設に手を貸すかの如きものであり、許されざる判決であったといわざるをえない。

今後、審理の舞台は広島高裁へと移るが、弁護団は、原告ら住民の生命、身体、健康を守るために引き続き原発の危険性を訴え続けていくことを宣言し、弁護団声明とする。

2025年3月5日

伊方原発差止訴訟広島弁護団